

女性活躍推進法に基づく情報公表

公表日：2026年3月

株式会社クリーブウェア（以下「当社」）は、女性の働きやすい環境を整備することで、全社員の働き方改革を推進し会社の成長につなげていくことを目指しています。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づき、以下の通り情報を公表いたします。

①男女間賃金差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	80.5%
正社員	79.1%
パート・有期社員	—

対象期間：令和7年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く。

パート・有期社員：契約社員、嘱託社員を含む。

差異についての補足説明：

当社における男女の賃金の差異は、主に「管理職層における女性比率」および「男女の平均勤続年数の差」に起因するものである。現在、上位役職者に占める男性比率が高いため、全労働者の平均賃金について差異が生じている。また過去の採用状況の影響により、相対的に男性社員の勤続年数が長く、等級が高い傾向にある。

賃金制度、人事評価制度自体は男女共通であり、性別による格差はない。今後、次世代育成支援やキャリア形成支援をさらに強化し、女性管理職の登用を推進することで、賃金差異の縮小に努める。

②女性管理職比率

0%（0人／管理職全体16人）